税が課されない者（市町村の条例で定めるところにより当該市町村民税を免除された者を含むものとし、当該市町村民税の賦課期日において同法の施行地に住所を有しない者を除く。）をいう。）又はその属する世帯の世帯主及び全ての世帯員が基準日において要保護者である者であって厚生労働省令で定めるものに該当する者（前二号又は次号に掲げる者を除く。）　二十九万円

五　基準日の属する月における厚生労働省令で定める日においてその属する世帯の世帯主及び全ての世帯員が基準日の属する年度の前年度分の地方税法の規定による市町村民税に係る同法第三百十三条第一項に規定する総所得金額及び山林所得金額に係る所得税法第二条第一項第二十二号に規定する各種所得の金額並びに他の所得と区分して計算される所得の金額がない者又はその属する世帯の世帯主及び全ての世帯員が基準日において要保護者である者であって厚生労働省令で定めるものに該当する者（第二号又は第三号に掲げる者を除く。）　十八万円

前条第二項（同条第三項において準用する場合を含む。）の高額療養費算定基準額は、十八万円とする。

11　第九項の規定は、前条第四項（同条第五項において準用する場合を含む。）の高額療養費算定基準額について準用する。この場合において、第九項第二号、第四号及び第五号中「基準日において」とあるのは「計算期間に最後に被保険者の資格を喪失した日において」と、同項第四号及び第五号中「基準日の属する」とあるのは「計算期間に最後に被保険者の資格を喪失した日の前日の属する」と読み替えるものとする。

第十六条第一項第一号イ中「五万七千六百円」を「六万千五百円」に改め、同号ロ中「二十五万二千六百円」を「二十七万三百円」に、「八十四万二千円」を「九十万千円」に改め、同号ハ中「十六万七千四百円」を「十七万九千百円」に、「五十五万八千円」を「五十九万七千円」に改め、同号ニ中「八万百円」を「八万五千八百円」に、「二十六万七千円」を「二十八万六千円」に改め、同号ホ中「二万四千六百円」を「二万五千七百円。ただし、高額療養費多数回該当の場合にあっては、二万四千六百円とする。」に改め、同号ヘ中「一万五千円」を「一万五千七百円」に改め、同項第二号イ中「二万八千八百円」を「三万七百五十円」に改め、同号ロ中「十二万六千三百円」を「十三万五千百五十円」に、「四十二万千円」を「四十五万五百円」に改め、同号ハ中「八万三千七百円」を「八万九千五百五十円」に、「二十七万九千円」を「二十九万八千五百円」に改め、同号ニ中「四万五十円」を「四万二千九百円」に、「十三万三千五百円」を「十四万三千円」に改め、同号ホ中「一万二千三百円」を「一万二千八百五十円。ただし、高額療養費多数回該当の場合にあっては、一万二千三百円とする。」に改め、同号ヘ中「七千五百円」を「七千八百五十円」に改め、同項第三号中「又はロ」を「からハまで」に改め、同号イ中「ロ」の下に「及びハ」を加え、「一万八千円」を「二万二千円」に改め、同号ロ中「八千円」を「一万千円」に改め、同号に次のように加える。

ハ　前条第三項第三号に掲げる者に該当していることにつき厚生労働省令で定めるところにより後期高齢者医療広域連合の認定を受けている者　八千円

第十六条第一項第四号中「一万五千円」を「一万五千七百円」に改め、同条第七項中「第十四条の二」の下に「及び第十四条の三」を加え、同条及び前条第八項」を「第十四条の二、第十四条の三及び前条第八項から第十一項まで」に改める。

第十六条の二第一項第一号中「又は第十四条の二」を「、第十四条の二又は第十四条の三」に改め、同条第三項中「という。）と」を「という。）」と」に改め、同条第四項中「第六項の」を「第六項に規定する」に改める。

第十六条の三第一項第二号中「基準日において療養の給付を受けることとした場合に法第六十七条第一項第三号の規定が適用される者（次号及び第四号において「第三号適用者」という。）であって、所得の額（同項第三号に規定する所得の額をいう。次号及び第四号において同じ。）」を「第三号所得額」に、「もの」を「第三号適用者」に改め、同項第三号及び第四号中「第三号適用者であって、所得の額」を「第三号所得額」に、「もの」を「第三号適用者」に改め、同条第三項の表中「第四十四条第五項」を「第四十四条第六項」に、「第四十四条第七項」を「第四十四条第八項」に改める。

第八条　高齢者の医療の確保に関する法律施行令の一部を次のように改正する。

第七条第一項第一号中「第十五条第一項第六号及び第九項第五号」を「第十五条第一項第十四号及び第九項第六号」に改め、同条第三項第二号中「第九項第四号」を「第九項第五号」に、「第十五条第一項第五号」を「第十五条第一項第十三号」に改める。

第十五条第一項第一号中「次号から第六号までに掲げる者以外の者」を「法第六十七条第一項第三号の規定が適用される者であって同号に規定する所得の額が千百七万円以上のもの」に、「六万千五百円」を「三十四万二千円と、第十四条第一項各号に掲げる額を合算した額に係る療養につき厚生労働省令で定めるところにより算定した当該療養に要した費用の額（その額が百十四万円に満たないときは、百十四万円）から百十四万円を控除した額に百分の一を乗じて得た額（この額に一円未満の端数がある場合において、その端数金額が五十銭未満であるときは、これを切り捨て、その端数金額が五十銭以上であるときは、これを一円に切り上げた額）との合算額」に改め、同号ただし書中「四万四千四百円」を「十四万百円」に改め、同項第六号中「第九項第五号」を「第九項第六号」に改め、同号を同項第十四号とし、同項第五号中「前三号」を「第一号から第九号まで」に改め、同号を同項第十三号とし、同項第四号中「三百八十万円」を「二百三万円」に改め、同項第九号とし、同号の次に次の三号を加える。

十　法第六十七条第一項第二号の規定が適用される者であって同号に規定する所得の額が五十七万円以上のもの　六万九千六百円。ただし、高額療養費多数回該当の場合にあっては、四万四千四百円とする。

十一　法第六十七条第一項第二号の規定が適用される者であって同号に規定する所得の額が五十七万円未満のもの　六万五千四百円。ただし、高額療養費多数回該当の場合にあっては、四万四千四百円とする。

十二　法第六十七条第一項第一号の規定が適用される者（次号又は第十四号に掲げる者を除く。）　六万千五百円。ただし、高額療養費多数回該当の場合にあっては、三万四千五百円とする。

第十五条第一項第三号中「六百九十万円」を「五百四万円」に改め、同号を同項第六号とし、同号の次に次の二号を加える。

七　法第六十七条第一項第三号の規定が適用される者であって同号に規定する所得の額が二百八十万円以上三百八十万円未満のもの　十一万四百円と、第十四条第一項各号に掲げる額を合算した額に係る療養につき厚生労働省令で定めるところにより算定した当該療養に要した費用の額（その額が三十六万八千円に満たないときは、三十六万八千円）から三十六万八千円を控除した額に百分の一を乗じて得た額（この額に一円未満の端数がある場合において、その端数金額が五十銭未満であるときは、これを切り捨て、その端数金額が五十銭以上であるときは、これを一円に切り上げた額）との合算額。ただし、高額療養費多数回該当の場合にあっては、四万四千四百円とする。

八　法第六十七条第一項第三号の規定が適用される者であって同号に規定する所得の額が二百三万円以上二百八十万円未満のもの　九万八千百円と、第十四条第一項各号に掲げる額を合算した額に係る療養につき厚生労働省令で定めるところにより算定した当該療養に要した費用の額（その額が三十二万七千円に満たないときは、三十二万七千円）から三十二万七千円を控除した額に百分の一を乗じて得た額（この額に一円未満の端数がある場合において、その端数金額が五十銭未満であるときは、これを切り捨て、その端数金額が五十銭以上であるときは、これを一円に切り上げた額）との合算額。ただし、高額療養費多数回該当の場合にあっては、四万四千四百円とする。

第十五条第一項第二号中「六百九十万円以上」の下に「九百万円未満」を加え、同号を同項第三号とし、同号の次に次の二号を加える。

四　法第六十七条第一項第三号の規定が適用される者であって同号に規定する所得の額が六百十四万円以上六百九十万円未満のもの　二十万九千四百円と、第十四条第一項各号に掲げる額を合算した額に係る療養につき厚生労働省令で定めるところにより算定した当該療養に要した費